

6 地域で暮らし続けるために

(1) 介護保険制度

利用するには、市役所や各支所窓口で要介護認定の申請が必要です。

申請は本人や家族のほか、函館市地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などでも代行可能です。

ホームヘルパーの訪問やデイサービス、また福祉用具のレンタルやショートステイなどの日常生活上の支援を利用できます。本人に必要な介護の程度（要介護度）に応じて、ケアマネジャーによるケアプランに基づきサービスを利用できます。



函館市介護保険制度

検索



介護保険制度（保険料、サービス費用、サービス利用の手続き）については、「介護保険と高齢者福祉の手引き」をご覧ください。

「介護保険と高齢者福祉の手引き」は、市役所・各支所・函館市地域包括支援センターで配布しているほか、市のホームページにも掲載しております。

問合せ先 高齢者・介護総合相談窓口

TEL 21-3025

介護保険と 高齢者福祉の手引き



介護の税金控除（医療費控除・障害者控除）



所得税および住民税を計算する際に
控除される場合があります。

介護保険が適用される介護サービス費用の中で、医療と関連性のあるサービスは医療費控除の対象となります。

「在宅サービスの医療費控除」「施設サービスの医療費控除」は、領収書に医療費控除の対象となる金額が記載されています。

- 寝たきりの高齢者などが使用するおむつ代の医療費控除については、

介護保険課 介護認定担当

TEL 21-3029 へお問い合わせください。

- 障害者手帳を持たない65歳以上の方で、認知症または常に寝たきりの場合、障害者控除の認定書を交付しますので、

高齢福祉課 相談支援担当

TEL 21-3025 へお問合せください。

介護が必要になった時に利用できる主なサービス

訪問による介護サービス

- 訪問介護：ホームヘルパーの訪問による身体介護や生活支援
- 夜間対応型訪問介護：夜間の定期巡回や随時訪問など必要に応じたサービス
- 訪問入浴介護：移動入浴車などでの訪問による入浴の介助
- 訪問リハビリテーション：理学療法士などの訪問によるリハビリテーション
- 訪問看護：看護師などの訪問による病状の観察、床ずれの手当て
- 居宅療養管理指導：医師、薬剤師などの訪問による医学的な管理や指導
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：ホームヘルパーと看護師の訪問サービス



通所・短期入所

- 通所介護（デイサービス）：通いによる入浴や日常動作訓練など
- 通所リハビリテーション：通いによるリハビリテーションなど
- 認知症対応型通所介護：認知症の方の通いによる入浴や日常動作の訓練
- ショートステイ：短期入所しながらの介護や機能訓練など



その他の在宅サービス

- 小規模多機能型居宅介護：通いを中心に訪問や泊りのサービスを組み合わせるサービス
- 看護小規模多機能型居宅介護：小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたサービス
- 福祉用具貸与：歩行器、住宅改修をともなわない手すりなど福祉用具の貸与
- 福祉用具購入：ポータブルトイレなど福祉用具を購入した費用の一部を給付



介護予防・日常生活支援総合事業のサービス

総合事業の対象者は、65歳以上の方で、厚生労働省の定めた25の質問項目により生活機能の低下を判定する基本チェックリストを実施し、基準に該当した方です。ホームヘルパーの訪問やデイサービスを利用することができます。

総合事業の対象者は、要支援1または要支援2に相当する状態です。

基本チェックリストは、市役所や各支所の窓口で実施するほか、函館市地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などの職員が自宅に訪問し実施します。

(2) 地域を取り組み・資源

・認知症サポーター

認知症について正しい知識をもち、認知症の方や家族を温かく見守る応援者のことです。

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、近所の方や商店街、郵便局、銀行、交番など地域で働く方たちが、認知症について正しく理解し、認知症の方や家族が困ったときに手助けができる、認知症サポーターを養成しています。



ひとりでも多くの方が認知症の方や家族の応援者になることが、認知症になっても安心して暮らしていけるまちづくりの第一歩です。

認知症サポーターになるためには養成講座の受講が必要です。



問合せ先 高齢福祉課 家族介護支援・認知症担当

Tel 21-3081

・介護マーク

認知症の方の介護は、周りから見ると介護をしていることがわかりにくいので、誤解や偏見を受けることのないよう、介護中であることを周囲に理解していただくために、介護マーク（名札）を作成し、希望する方に配付しています。



配付場所：市役所、各支所、各地域包括支援センター

子育て

ご存じですか？

ダブルケア

介護

子育てと介護を同時に担うことを**ダブルケア**といいます。

子育てと介護の同時進行の大変さは、外からは見えにくく、認知症の方を介護していることは周りからはわかりづらいものです。

「まわりに話せる人がいない」「理解をしてもらえない」「余計な気をつかわれたくない・・・」など介護のことを身近な方には話づらいと思う方も多いのではないのでしょうか。

「**大変さをわかってもらえない**」というのは気持ちがしんどくなる理由のひとつでもあります。

自分の思いを話すことで、気持ちが楽になるときもあります。



相談先 高齢福祉課 家族介護支援・認知症担当 Tel 21-3065

・家族会

同じ悩みを持つ仲間同士で気持ちの共有や情報交換ができる場です。

介護している方、看取った方、関心と理解をもって応援して下さる方が会員となり、「会報発行」「集い」「電話・来所相談」や、「もの忘れカフェ」を開催しています。



問合せ先 函館認知症の人を支える会

若松町33-6 函館市総合福祉センター「あいよる21」3階

TEL 27-4060 木曜日 10時～15時

・認知症カフェ

認知症カフェは、「認知症の方とその家族、地域の方などどなたでも参加できるつどいの場」で、認知症に詳しい相談員（専門職）が参加しており気軽に相談できる場です。

市内各地で開催されています。茶話会もありますのでお茶を飲みがてらお話しませんか。



函館市認知症カフェ

検索



問合せ先 高齢福祉課 家族介護支援・認知症担当

TEL 21-3081

各地域包括支援センター 裏表紙一覧

・男性家族介護者のつどい

男性ならではの介護の悩みなど、介護者同士が交流ができるつどいの場です。

毎回様々なテーマのミニ講話があり、専門職への個別相談も可能です。

日々の介護の中、ちょっとだけ一息つける・・・そんな場所です。

どうぞお気軽にお越しください。



函館市 男性家族介護者のつどい

検索

問合せ先 高齢福祉課 家族介護支援・認知症担当

TEL 21-3065

(3) お金の管理ややりくりに困ったら

・日常生活自立支援事業

認知症の方の福祉サービスや金銭管理を手伝います。

高齢や障がいにより、日常生活の判断に不安のある在宅で生活している方や、在宅で生活する予定の方と社会福祉協議会が契約を結び、本人の意思決定を支援し、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理の支援を行っています。

費用は、1回（1時間程度）の利用で、1,200円と生活支援員の交通費実費がかかります。生活保護を受けている方は無料です。

問合せ先 北海道地域福祉生活支援センター（北海道社会福祉協議会）

TEL 011-290-2941

*** 制度の説明をご希望の方は、函館市成年後見センター（TEL 23-2600）でも対応できます**

・成年後見制度

認知症などで理解力や判断力が不十分な方に代わり財産管理や福祉サービスの利用などについて、本人に代わって契約したりする方（後見人など）を決めることができる制度です。

函館市成年後見センター

判断能力に不安のある方の生活・財産管理に関する困りごとの「相談」や、
成年後見制度の申立に関わる「手続き支援」や
判断能力が低下した方の生活を身近な立場で支援する
「市民後見人」の活動支援を行っています。

問合せ先 函館市成年後見センター

若松町33-6 函館市総合福祉センター「あいよる21」2階

TEL 23-2600



何をどこに相談したらよいか困った時には、
函館市地域包括支援センター（裏表紙一覧）へ
ご相談ください。

・消費生活センター

商品・サービスに関する苦情や事業者とのトラブルについての相談、消費生活に関する問い合わせなどを行っています。消費生活専門相談員などが相談を受け、内容によって問題解決の助言や情報提供、場合によっては、あっせんなども行っています。

また、より専門的な相談や、消費生活にそぐわない場合は、その相談内容にあった窓口を紹介します。

相談先 函館市消費生活センター

美原1丁目26-8 亀田支所1階

TEL 83-7441

相談受付時間 午前9時から午後4時まで

休所日 土・日・祝日および年末年始（12月29日～1月3日）



・生活保護制度

生活を維持するためにあらゆる努力をしても、病気になったり、障がいのため働けなくなるなど、様々な理由で、生活費や医療費に困窮している方は下記へご相談ください。

個人の秘密は、法律により固く守られますので、安心してご相談ください。

問合せ先 生活支援課

TEL 21-3285

その電話はサギです！

犯人がよく使うコトバ

△△警察署のXXです

〇〇銀行職員のXXです

令和になり

古いキャッシュカードは
使えない

今からキャッシュカード
を取りに行かせます

高齢者を狙う特殊サギに気をつけてください。

架空料金請求サギ、オレオレサギ、還付金サギなどの被害が後をたちません。

警察や銀行だけでなく市役所や消防をかたるものもあります。

犯人は百戦錬磨！話しが長くなると誰でもだまされる危険性が高くなります。

まずは一旦電話を切って、家族や顔見知りの方、警察に相談してください。

「怪しいな？」と思ったら、
すぐ **110 番！！**



(4) 外出について悩んだら

・70歳からの高齢者交通料金助成制度

助成を受けるには交通系ICカード「イカすニモカ」を購入し、高齢者・介護総合相談窓口（市役所2階）および各支所窓口で申請手続きが必要です。

市電・函館バス（函館市内）の乗車運賃を、「イカすニモカ」で支払うと、年間10,000円を上限に乗車運賃の半額がポイントとして返金される助成制度です。

問合せ先 高齢福祉課 介護予防担当

TEL 21-3021

イカすニモカ



・車の運転・免許返納について

「もの忘れが多くなったが、このまま免許の更新をしてもいいのだろうか・・・」

「知らないうちに車のキズが増えている」など、

このようなお悩みのある方やご家族の方のために、運転免許試験場に安全運転相談の窓口があります。

また、運転免許証の自主返納と運転経歴証明書交付申請の手続きができる場所は、函館運転免許試験場と函館中央警察署および函館西警察署になります。

代理人による運転免許返納手続きもできます。



問合せ先

函館運転免許試験場 石川町149-23

TEL 46-2007（代表）

問合せ先

中央警察署 五稜郭町15-5

TEL 54-0110（代表）

西警察署 海岸町11-27

TEL 42-0110（代表）



タクシー会社による割引制度

運転免許証を自主返納した方や、高齢者（年齢基準は様々に設定）の方へ、タクシー運賃を1割引にする会社が増えてきております。

運転経歴証明書の提示が必要な場合もあります。

詳しくは各タクシー会社へお問い合わせください。



また、運転免許証を自主返納した方への割引があるタクシー会社一覧を市のホームページに掲載しております。



函館市免許返納タクシー割引

検索

問合せ先 交通安全課

TEL 21-3190

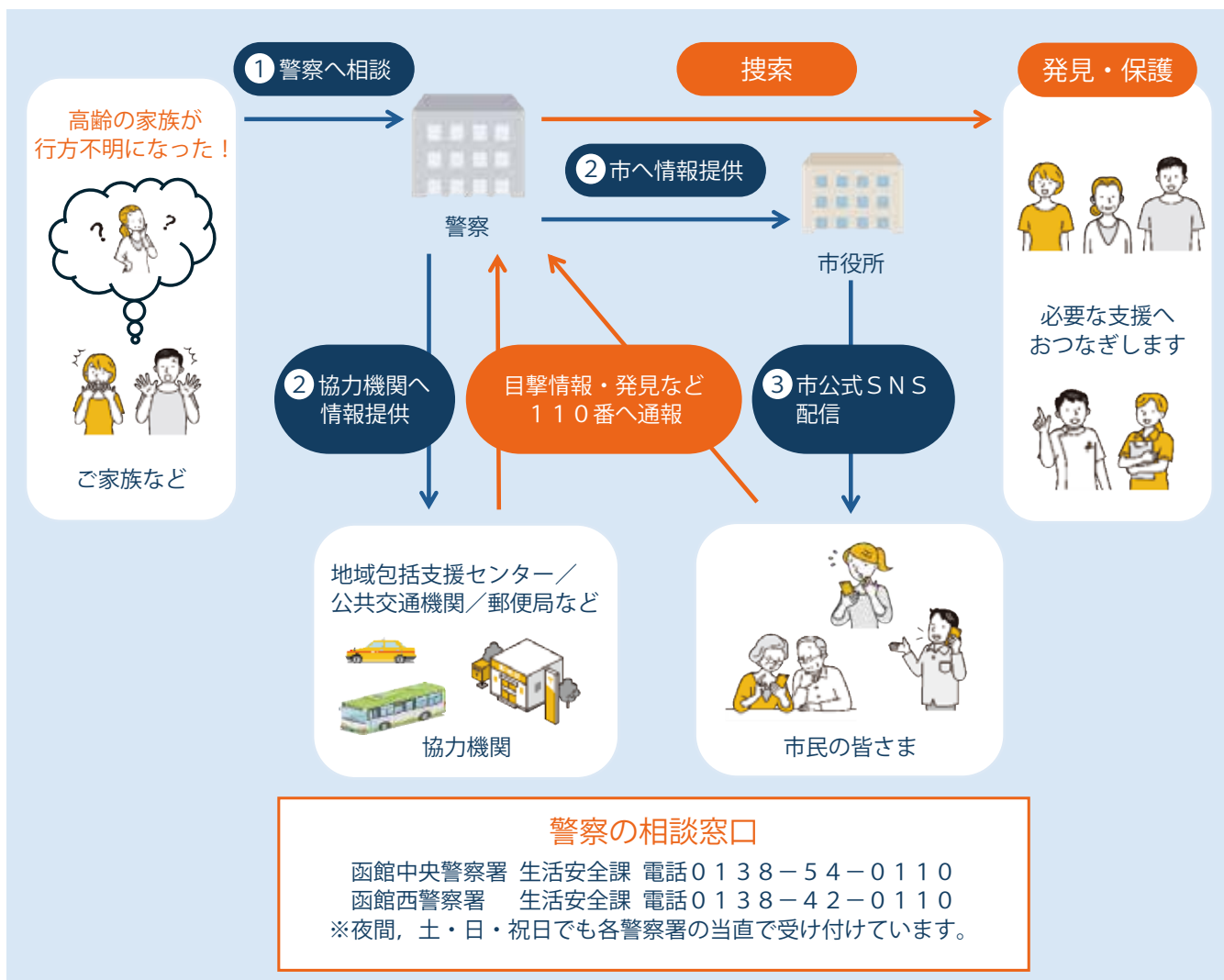


函館市高齢者のための SOS ネットワーク

高齢者のご家族が行方不明になった時は、すぐに警察署または近くの交番や駐在所へご連絡を！

「函館市高齢者のためのSOSネットワーク」は、
認知症の方とその家族が安心して暮らすことができるように、
市役所・警察・協力機関などが連携して、
認知症などにより行方不明になった高齢者を早期発見・保護するためのネットワークです。

市ホームページ



* ご家族へ *

『連絡票』の備えをおすすめします

高齢のご家族が行方不明になった時は、慌ててしまうことが予想されます。

警察では市ホームページに掲載の『連絡票』を使って聞き取りをしますので、普段から記入できる箇所を書いておき、万が一に備えておくことをおすすめします。

* 市民の皆さまへ *

市公式SNSの登録にご協力ください

ANSIN
メール



LINE



X (旧:Twitter)



問合せ先 高齢福祉課 家族介護支援・認知症担当

TEL 21-3081